

議案第131号

指定管理者の指定について議決を求める件

指定管理者の指定について、鹿児島県公の施設に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称 谷山緑地
- 2 指定管理者 鹿児島市吉野町6084番地1
鹿児島県造園事業協同組合・株式会社エフエム鹿児島共同事業体
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

谷山緑地の指定管理者を指定しようとするものである。